

掛川市条例第14号

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局並びに消防、公営企業及び教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する一般職に属する職員（<u>教育長及び</u>臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局並びに消防、公営企業及び教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する一般職に属する職員（<u>臨時又は</u>非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。